

申請者各位

横浜商工会議所 国際部

貿易関係証明マニュアル改定等に伴う運用変更について

平素より当所貿易関係証明をご利用いただき、誠にありがとうございます。

日本商工会議所が定める各種証明ルールの基準見直しが行われたこと等により、当所では下記の通り各種貿易関係証明ルールを変更いたします。

なお、2月中は従来の申請方法でも認めますが、2024年3月1日以降は、新ルールにより厳格に運用してまいります。

詳細については、当所窓口において「申請事務マニュアル(税込 440 円)」を販売しておりますので、ご購入・ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1. 【改定による主な運用変更】

項目		従来	変更後
原産地証明書	証明書への記載方法	荷印部分を除き「黒色」か「青色」で記載	荷印部分を除き「黒色」で記載（サインは「青色」も可）
	4 欄 Country of Origin(原産国)に関する記載	「Japan」以外、都道府県名・都市名等の記載不可 (証明前追記、訂正可)	「Japan」以外、都道府県名・都市名等の記載不可及び証明前の追記、訂正も不可 (正しい記載に直してから申請)
	6 欄 Remarks(備考)欄の貿易条件(FOB、CIF等)に関する記載	7 欄(商品名)にも記載可	Remarks(備考)欄のみ記載可
		納税者番号(VAN、BIN)や法人番号、税関に対して輸入者として登録している番号等	Remarks(備考)のみ記載可
	9 欄 原産地証明書および典拠インボイスのサイン	肉筆	肉筆、ラバースタンプ、印字サイン可※
		Declaration by the Exporter(輸出者宣誓)に関する記載	—

項目		従来	変更後
サイン イン 証明	申請者サイン	肉筆	肉筆、ラバースタンプ、印字サイン可※
	船積日から相当期間経過した場合	6ヶ月超 1年未満、理由書等の提出	期限制限なし 理由書等の提出不要

※ 商工会議所の肉筆サインが必要な場合は、申請者も肉筆サインにてご申請ください。

## 2. 日付に関する運用変更（発給するすべての証明書）

日付について「西暦、月、日」が特定できないケースが増えているため、以下の通り記載いただくようお願いいたします。

× NG な例) 「12/01/12」 や 「12/01/2012」 のようにあいまいな記載は不可

○ OK な例) 「January13, 2013」 や 「JAN. 13. 2013」 のような記載が望ましい

以上

〈お問い合わせ〉

横浜商工会議所国際部 TEL : 045-671-7406

kokusai@yokohama-cci.or.jp